

和歌山県役務の提供等の契約に係る簡易公開調達実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県が発注する役務の提供等の契約について、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）に基づき、簡易公開調達を行う場合の手続等に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、簡易公開調達とは、次条に定める対象業務の調達について、第5条に定める公告を行い、広く第4条に定める資格を有する者に見積書を提出させ、最も有利な条件を提示した者（以下「落札者」という。）との間に役務の提供等の契約を締結する契約方法をいう。

(簡易公開調達の対象業務)

第3条 簡易公開調達の対象とする業務（以下「対象業務」という。）は、要綱の別表に掲げられた業務種目に係る委託契約、請負契約及び賃貸借契約による役務の提供等の業務のうち、その契約の予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額又は総額。以下同じ。）が次の表に掲げる額の範囲内のものとする。ただし、対象業務であっても、条件付き一般競争入札その他の一般競争入札の実施を妨げるものではない。

契約の種類	予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額又は総額）
工事又は製造の請負契約（建設工事に係るものを除く。）	250万円以下
物件の借入れ契約	80万円以下
その他の契約	100万円以下

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、対象業務であっても、簡易公開調達の方法以外での随意契約によることができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に該当する場合
- (2) 簡易公開調達に付し、落札者がいない場合
- (3) 簡易公開調達の落札者が契約を締結しない場合
- (4) 緊急の必要により簡易公開調達に付することができない場合、簡易公開調達に付することが不利と認められる場合、簡易公開調達に付しても見積書の提出者が見込めない場合その他簡易公開調達に付することが適当でないとき実施機関（対象業務の契約を締

結しようとする本庁の課室、地方機関及び各種委員会等の事務局をいう。以下同じ。）
が認める場合

(簡易公開調達への参加資格)

第4条 簡易公開調達に参加できる者(業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織により簡易公開調達に参加する場合は、構成員を含む。)は、次に掲げる要件を全て具備している者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 原則として、和歌山県内に本店を有する者(地方機関が簡易公開調達を行う場合にあっては、その地方機関の管内に本店を有する者)であること。
- (4) 要綱に基づく入札参加の停止を受けている者でないこと。
- (5) その他実施機関が定めた簡易公開調達参加資格要件を満たしている者であること。

2 前項の規定についての取扱基準その他簡易公開調達の実施についての取扱基準は、別に定める。

(簡易公開調達公告)

第5条 簡易公開調達を実施するときは、和歌山県ホームページへの掲載及び実施機関での備付けの方法により公告するものとする。

2 前項の規定による公告(以下「簡易公開調達公告」という。)は、次に掲げる事項について、簡易公開調達公告例(別表第1)を例として行うものとする。

- (1) 簡易公開調達に付する事項
- (2) 簡易公開調達に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 仕様書を交付する場所及び期間
- (4) 簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間
- (5) 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間(提出期限)
- (6) 簡易公開調達の方法に関する事項
- (7) 簡易公開調達の無効に関する事項
- (8) 落札者の決定に関する事項
- (9) 契約書の要否
- (10) その他簡易公開調達に関し必要な事項

3 簡易公開調達公告の期間は、簡易公開調達の見積書の提出期限の日の前日から起算して、原則として5日(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する休日(以下「県の休日」という。)を含む。)以上とする。

(仕様書等)

第6条 仕様書及び簡易公開調達説明書の配布又は閲覧等については、原則として、簡易公開調達公告の期間内において、実施機関が行うものとする。

2 簡易公開調達説明書は、簡易公開調達説明書例（別表第2）を例として作成するものとする。

3 実施機関は、仕様書及び簡易公開調達説明書に関する質問を仕様書等に関する質問書（別記第1号様式）により受け付けるものとし、原則として、簡易公開調達公告の日から簡易公開調達の見積書の提出期限の日の2日（県の休日を除く。）前までの質問受付期間を設けるものとする。

4 実施機関は、前項の質問に対し原則として、簡易公開調達の見積書の提出期限の日の前日（県の休日を除く。）までに書面（ファクシミリを含む。）により回答し、及びその内容を和歌山県ホームページへの掲載の方法及び実施機関での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、実施機関の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

（簡易公開調達の見積書の提出）

第7条 実施機関は、簡易公開調達を行うときは、その簡易公開調達に参加しようとする者に当該簡易公開調達に係る役務の提供等の契約について見積もった見積書を作成させ、簡易公開調達公告で定めた期間内に実施機関へ提出（郵送を含む。）させるものとする。この場合において、定められた見積書の提出期限までに提出（郵送の場合にあつては、実施機関への到達をいう。）されなかったものは、無効とする。

2 前項の見積書は、封筒に入れ密封して提出させるものとする。

3 実施機関は、前2項の規定により簡易公開調達に参加しようとする者から見積書が封入された封筒が提出された場合には、その者についての第4条に規定する当該簡易公開調達への参加資格を確認した上、開札（封筒を開封し、見積書を確認することをいう。以下同じ。）の日時まで厳重に保管するものとする。

（開札及び見積結果表の作成）

第8条 実施機関は、簡易公開調達の見積書の提出期限後直ちに、複数の職員により提出された見積書の開札を行わせるものとし、開札の結果（落札者の決定を含む。）については、簡易公開調達見積結果表（別記第2号様式）を作成させて整理するものとする。

（落札者の決定）

第9条 実施機関は、原則として、和歌山県財務規則第109条の規定により同規則第102条の規定に準じて定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書の提出を行った者を落札者とする。

2 実施機関は、落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者（業務を共

同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織により簡易公開調達に参加した場合には、その構成員を含む。)が、第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。

- 3 前項の規定による契約の不締結については、和歌山県は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

(簡易公開調達結果の公表)

第10条 実施機関は、簡易公開調達の結果について、次に掲げる事項を和歌山県ホームページへ掲載して公表し、及び第8条の規定により作成した見積結果表の写しを実施機関での備付けの方法により公表するものとする。この場合において、公表の期間は、公表した日の翌日から1月を経過する日までとする。

- (1) 対象業務の名称
- (2) 見積書の提出期限の日
- (3) 実施機関の名称
- (4) 落札者の商号又は名称及び落札金額（落札者がいなかった場合には、その旨）
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月10日から施行し、平成25年度予算に係る役務の提供等の契約についての簡易公開調達から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月11日から施行する。

別記第1号様式(第6条関係)

仕様書等に関する質問申出書

平成 年 月 日

和歌山県●●部●●局●●課 様

事業年度	平成 年度	公告年月日	平成 年 月 日
業務の名称			
質問者	住 所		
	商号又は名称		
	代表者職氏名		
	担当者の所属 及び職氏名		
	電話番号		
	FAX番号		
質問事項	<p>1 仕様書について</p> <p>2 簡易公開調達説明書について</p>		

簡易公開調達見積結果表

実施機関：和歌山県●●部●●局●●課

1 簡易公開調達に付した事項

事業年度	平成●●年度
調達業務の名称	
契約期間	平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日まで
見積書提出期限（開札日時）	平成●●年●●月●●日 午前●●時●●分から
開札（見積書の確認）の場所	和歌山県●●部●●局●●課

2 簡易公開調達の見積もりの結果

単位：円

見積者 （商号又は名称）	見積もりの内容 （見積金額等）	状況 （落札（採用）、不調等）

上記金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額が落札金額（契約金額）となる。

別表第1（第5条関係）
簡易公開調達公告例

簡 易 公 開 調 達 公 告

平成●●年度●●●●●●●●●●業務委託（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の2第1項第1号及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の規定に該当するもの）について、次のとおり簡易公開調達を行うので、和歌山県役務の提供等の契約に係る簡易公開調達実施要領（平成20年制定）第5条の規定に基づき公告する。

平成●●年●●月●●日

和歌山県知事 ● ● ● ●

1 簡易公開調達に付する事項

(1) 事業年度

平成●●年度

(2) 調達業務の名称

平成●●年度●●●●●●●●●●業務委託

(3) 調達業務の内容

和歌山県●●●●●●●●●●業務を実施する。
仕様書のとおり

(4) 契約期間

平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日まで

2 簡易公開調達に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『1 ●●●●』の小分類『4 ●●●●●●』」であること。

その他業務種目に係る入札参加資格の取扱いについては、簡易公開調達説明書のとおり

(3) 和歌山県内に本店を有する者であること。 ※ 設定した地域要件により選択

〈準県内業者を含める場合〉

(3) 和歌山県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者であること。

〈地方機関で実施する場合〉

例1 (3) ●●管内に本店を有する者であること。

例2 (3) ●●管内、●●市又は●●町に本店を有する者であること。

例3 (3) 和歌山県内に本店を有し、かつ、●●管内に支店等を有している者であること。

※ 県外業者まで含める場合は、この号は不要です。

(4) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）

に規定する排除措置を受けている者でないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

※ (7)、(8)等は、必要に応じて設定

- (7) ●●●●●●の営業について●●●●●●の免許を有している者であること。
- (8) ●●●●●●について、△△△業務の●年以上の実務経験を有し、その業務を適切に実施できる知識及び能力を有する者を常勤として●人以上雇用していること。

3 仕様書及び簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

和歌山県●●部●●局●●課
和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 期間

平成●●年●●月●●日（ ）から平成●●年●●月●●日（ ）までの和歌山県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

(3) 質問の期間

仕様書及び簡易公開調達説明書について質問がある者は、平成●●年●●月●●日（ ）から平成●●年●●月●●日（ ）までの間において、和歌山県●●部●●局●●課に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、簡易公開調達説明書のとおり

4 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間（提出期限）

(1) 場所

和歌山県●●部●●局●●課
和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 期間（提出期限）

平成●●年●●月●●日（ ）から平成●●年●●月●●日（ ）までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分（最終日にあつては、午後5時00分）まで

5 簡易公開調達の方法に関する事項

- (1) 落札者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、見積者（見積書を提出する者をいう。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記入すること。

- (2) 簡易公開調達は、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して行うこと。

- (3) 見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名及び調達業務の名称を表示すること。

- (4) 郵送により見積書を提出する場合には、(3)の見積書を入れた封筒を平成●●年●●月●●日（ ）午後5時00分までに、和歌山県●●部●●局●●課へ必着させること。

- (5) その他見積もり方法の細目については、簡易公開調達説明書のとおり

6 簡易公開調達の無効に関する事項

本公告に示した簡易公開調達資格のない者がした見積もり及び簡易公開調達説明書に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

なお、本県から和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の交付を受けた者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等見積書の提出期限の日の時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした見積もりは、無効とする。

7 落札者の決定に関する事項

(1) 簡易公開調達の要件、執行方法等の細目については、簡易公開調達説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期し、又は取りやめることがある。

見積りが談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認めるときは、簡易公開調達を延期し、又はこれを廃止することがある。

(2) この簡易公開調達の開札（封筒を開封し、見積書を確認することをいう。）は、見積書の提出期限後直ちに、和歌山県●●部●●局●●課の複数の職員により行うものとする。

(3) 和歌山県財務規則第109条の規定により同規則102条の規定に準じて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積もりを行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の見積もりをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りに代わって当該開札事務に関係のない和歌山県●●部●●局●●課の職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(5) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山県は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

8 契約書の要否

否

※ 必要に応じて「要」を設定

9 その他

この簡易公開調達及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県●●部●●局●●課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-●●●●

ファクシミリ番号 073-●●●-●●●●

※ 予算措置状況により選択

9 その他

(1) 発注（契約の締結）と関係予算の成立

この簡易公開調達による発注（契約の締結）は、当該発注（契約）に係る平成●●年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該簡易公開調達は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該簡易公開調達を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

(2) 簡易公開調達及び発注（契約）の事務を担当する部局

この簡易公開調達及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名

称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県●●部●●局●●課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-●●●●

簡易公開調達説明書

「平成●●年度●●●●●●●●業務委託」

平成●●年度●●●●●●●●業務委託については、別途の簡易公開調達公告のとおり、「簡易公開調達」により和歌山県が調達する。

当該「簡易公開調達」については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）、和歌山県役務の提供等の契約に係る簡易公開調達実施要領（平成20年制定。以下「要領」という。）その他の関係法令規則等に定めるもののほか、この簡易公開調達説明書によるものとする。

簡易公開調達に参加する者は、下記に掲げる事項を熟知の上、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出しなければならない。

なお、当該見積書の提出後、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

- 1 簡易公開調達公告年月日
平成●●年●●月●●日
- 2 簡易公開調達に付する事項
 - (1) 事業年度
平成●●年度
 - (2) 調達業務の名称
平成●●年度●●●●●●●●業務委託
 - (3) 調達業務の内容
和歌山県●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●業務を実施する。
仕様書のとおり
 - (4) 契約期間
平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日まで
- 3 簡易公開調達に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げるすべての要件を満たしていること。
 - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『1 ●●●●●』の小分類『4 ●●●●●●●』」であること。
 - (3) 和歌山県内に本店を有する者であること。 ※ 設定した地域要件により選択

〈準県内業者を含める場合〉

- (3) 和歌山県内に本店を有する者又は県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人と

して選任している者であること。

〈地方機関で実施する場合〉

例1 (3) ●●管内に本店を有する者であること。

例2 (3) ●●管内、●●市又は●●町に本店を有する者であること。

例3 (3) 和歌山県内に本店を有し、かつ、●●管内に支店等を有している者であること。

※ 県外業者まで含める場合は、この号は不要です。

(4) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

※ (7)、(8)等は、必要に応じて設定

(7) ●●●●●●の営業について●●●●●●の免許を有している者であること。

(8) ●●●●●●について、△△△業務の●年以上の実務経験を有し、その業務を適切に実施できる知識及び能力を有する者を常勤として●人以上雇用していること。

4 仕様書及び簡易公開調達説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

和歌山県●●部●●局●●課

和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 期間

平成●●年●●月●●日（ ）から平成●●年●●月●●日（ ）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

(3) 質問の期間

仕様書及び簡易公開調達説明書について質問がある者は、平成●●年●●月●●日（ ）から平成●●年●●月●●日（ ）までの間において、和歌山県●●部●●局●●課に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

ア 所定の書面の様式は、仕様書等に対する質問申出書（様式1：要領別記第1号様式）とする。

イ 質問に対しては、原則として平成●●年●●月●●日（ ）までに書面（ファクシミリを含む。）により回答し、その内容については、和歌山県ホームページへの掲載の方法及び和歌山県●●部●●局●●課での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、●●課の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

5 簡易公開調達の見積書の提出の場所及び期間（提出期限）

(1) 場所

和歌山県●●部●●局●●課

和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 期間

平成●●年●●月●●日（ ）から平成●●年●●月●●日（ ）までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分（最終日にあつては、午後5時00分）まで郵送の場合にあつても、当該期間内（提出期限まで）に必着させること。

6 簡易公開調達の方法に関する事項

(1) 落札者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、見積者（見積書を提出する者をいう。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記入すること。

なお、見積者は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。

(2) 簡易公開調達の見積もりは、所定の見積書に見積もりする事項を記入し、その見積書を提出して行うこと。

ア 所定の見積書の様式は、見積書（様式2）とする。

イ 見積書には、調達業務を完了するための価格の総額を記入すること。

ウ 見積書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、見積者の氏名（商号（屋号）を含む。法人にあつては、その名称及び代表者の氏名をいう。）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

エ 見積者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。

オ 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(3) 見積書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には見積者の氏名及び調達業務の名称を表示すること。

(4) 郵送により見積書を提出する場合には、(3)の見積書を入れた封筒を平成●●年●●月●●日（ ）午後5時00分までに、和歌山県●●部●●局●●課へ必着させること。

(5) 簡易公開調達及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとする。

ア 簡易公開調達事務（開札（封筒を開封し、見積書を確認することをいう。以下同じ。）の事務を含む。）は、●●課の複数の職員により行うものとする。

イ 提出期限後の見積書の提出は認めない。

ウ 見積書の開札は、見積書の提出期限後直ちに、簡易公開調達事務を担当する複数の職員が行い、開札の結果（落札者の決定を含む。）については、簡易公開調達見積結果表を作成して整理するものとする。

エ 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。見積者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認めるときも、同様とする。

オ その他簡易公開調達の執行については、要領及びこの簡易公開調達説明書に基づき、●●課の長が決定する。

7 簡易公開調達の無効に関する事項

簡易公開調達公告に示した簡易公開調達に参加する者に必要な資格のない者がした見積もり及びこの簡易公開調達説明書に記載する無効な見積もりに該当する見積もりは、無効とする。

なお、本県から和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書を受けた者であっても、決定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中であ

る者等見積書の提出期限の日の時点で3に掲げる要件を満たしていない者のした見積もりは、無効とする。

次の各号のいずれかに該当する見積もりは、無効とする。

- (1) 簡易公開調達に参加する者に必要な資格のない者がした見積もり
- (2) 所定の提出期限までに提出されなかった見積もり
- (3) 同一事項の簡易公開調達について、見積りが2以上の見積もりをした場合のそのいずれもの見積もり
- (4) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる見積もり
- (5) 記名押印を欠いた見積書による見積もり
- (6) 見積金額を訂正した見積書による見積もり
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書による見積もり
- (8) その他簡易公開調達に関する条件に違反した見積もり

8 落札者の決定に関する事項

- (1) 簡易公開調達の要件、執行方法等の細目については、要領及びこの簡易公開調達説明書のとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、簡易公開調達を延期し、又は取りやめることがある。

見積りが談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で簡易公開調達を公正に執行できない状況にあると認めるときは、簡易公開調達を延期し、又はこれを廃止することがある。

- (2) この簡易公開調達の開札は、和歌山県●●部●●局●●課の複数の職員により行うものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第109条の規定により同規則第102条の規定に準じて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積もりを行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の見積もりをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りに代わって当該簡易公開調達事務に関係のない和歌山県●●部●●局●●課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山県は落札者に対して損害賠償責任その他の何らの責任を負わないものとする。

9 契約書の要否

否

※ 必要に応じて「要」を設定

10 その他

この簡易公開調達及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称
和歌山県●●部●●局●●課
- (2) 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-●●●●
ファクシミリ番号 073-●●●●-●●●●

※ 予算措置状況により選択

10 その他

- (1) 発注（契約の締結）と関係予算の成立

この簡易公開調達による発注（契約の締結）は、当該発注（契約）に係る平成●●

年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該簡易公開調達は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該簡易公開調達を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

(2) 簡易公開調達及び発注（契約）の事務を担当する部局

この簡易公開調達及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県●●部●●局●●課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-●●●●

ファクシミリ番号 073-●●●-●●●●

様式1(第4項関係)

要領の別記第1号様式

仕様書等に関する質問申出書

平成 年 月 日

和歌山県●●部●●局●●課 様

事業年度	平成 年度	公告年月日	平成 年 月 日
業務の名称			
質問者	住 所		
	商号又は名称		
	代表者職氏名		
	担当者の所属 及び職氏名		
	電話番号		
	FAX番号		
質問事項	1 仕様書について 2 簡易公開調達説明書について		

見 積 書

見積金額	百	十	万	千	百	十	円

ただし、平成●●年度●●●●●●●●●●業務委託に係る見積金
上記のとおり見積もります。

平成●●年●●月●●日

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

和歌山県知事 様

- 注) 1 見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記入すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。